

農家の皆様へ

魚沼市渇水対策支援事業を実施します

(R6. 6. 17)

渇水による干ばつ被害を未然に防止し、農業経営の安定及び作物の品質低下の防止を図るため、渇水に係る支援事業を実施いたします。

1 対象（事業主体）

助成対象は農家組合・水利組合等で渇水対策を行う場合を対象とします（自治区ではなく農業者を主体とする団体）。

ただし、深雪なす、花き、促成山菜の生産組合加盟者は、該当農産物のほ場に限り、個人申請を可とします。

2 支援内容

(1) かん水用に使用する井戸活用事業Ⅰ型

① 県または市所有の消雪用井戸を農作物のかん水に活用したい場合は、農家組合等の団体単位で個別に御相談ください。

※ 県所有の消雪用井戸を活用する場合は、自己負担が発生します。

② 個人・集落等で所有の井戸を農作物のかん水用に活用した場合、電気料の100%の額（電気料の基本料金は除く）。

※ 渇水対策として要した経費分のみが対象となります。通常運転分は対象外です。

渇水対策として要した経費は「今回使用分 － 過去3年の同月使用量の平均値」とします。申請に当たっては、過去の同月使用分の実績が分かる資料を添付ください。

令和5年度も渇水対策として活用し例年よりも経費が多い場合は、令和2～4年度の平均でも可とします。過去の実績が分かる資料がない場合は、個別に御相談ください。

※ 井戸ポンプ等の運転を開始した日が分かるように記録願います。

(2) かん水用に使用する井戸活用事業Ⅱ型

(1)の活用にあたり基幹水路やため池等に給水するために必要な送水管等の設置費用（購入及び借上料）の60%の額（消費税額を除いた金額）。

裏面あり

(3) かん水用機械等設置事業

基幹水路やため池等へ取水する場合に使用したポンプ車・ポンプ等の借上・購入に関する経費のうち次に掲げる経費（消費税額を除いた金額）。

- ① 【運転等】 取水のためポンプ車・ポンプ等に使用した燃料費（ガソリン・軽油等）及び人件費の50%の額

※ 人件費を補助申請する場合は根拠となる資料を整えること（明細、作業日誌、作業写真、請求書、領収書等）

- ② 【借上】 取水のために借り上げたポンプ車・ポンプ等のレンタル料金とし、次の計算式で算定した額

種 別	計算式
ポンプ車等	レンタル料×75%
ポンプ（発電機 借上げ含む）	レンタル料×75%

【購 入】 渇水対策（取水）のために新たに購入したポンプ・ホース等の購入代金（更新は対象外）とし、次の計算式で算定した額

※新規購入の場合でも個人で購入したものは対象となりませんが、個人購入したものを農家組合等の名義として購入し、引き続き管理を農家組合等が行うものについては対象とします（領収書等の名義は農家組合等）。

※「1事業主体」の農業者は個人でも対象となります。

種別	計算式
ポンプ	購入費（上限 126,000 円）×購入台数×75%
ホース、バンド類	購入費（上限 12,000 円）×購入本（巻）数×75%
ポリタンク（500ℓ）	購入費（上限 39,000 円）×購入台数×75%

※ 複数の支援内容について補助申請する場合は、項目ごとに支払内容が容易に判別できるように資料の整理をお願いします。

※ 既存設備の改修や更新及び上記に該当しない渇水対策は対象外ですので御注意ください。

3 実施基準 （満たしています）

次の①か②のいずれかの地域であって農作物が作付不能又は枯死の恐れがあると市長が認めた場合

① 気象庁新潟地方気象台が管理する市内観測所において次のいずれかを満たす地域

ア) 連続干天日数（日雨量 5 ミリメートル未満の干天日）が 20 日以上の地域

イ) 30 日間の総雨量が 100 ミリメートル未満の地域

② 水利を管理する必要があると市長が認めた地域

4 事業対象期間

令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

※ 5 月 1 日以降で、既に実施した分も対象となります。

5 申込方法

(1) 申込提出書類

- ・ 魚沼市渇水対策事業補助金交付申請書兼実績報告書
- ・ 渇水対策事業積算表
- ・ 事業内容及び事業量がわかる書類

※ 実績報告書の「補助事業の内容」欄に、詳細を記入できれば提出不要です（記入例参照）。

※ 位置図に受益エリアやポンプ・ホース等の設置位置等を書き込むような形でも構いません。「どういった渇水対策を、どこでどのように実施したか」が分かるようになっていれば、様式は問いません。

- ・ 位置図（実施対象エリア）
- ・ 実施状況写真
- ・ 経費の支払を証明する書類（請求書・領収書等）
- ・ 補助金の振込先口座情報の写し

※ 申請者と振込先口座が一致しない場合は御相談ください（口座振込の委任状が必要になります）。

(2) 申込期限 令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）

裏面あり

(3) 提出先 魚沼市役所 産業経済部 農政課（本庁舎2階17番窓口）

(4) その他

- ・「5(1) 申込提出書類」に示した書類に不足がある場合は、補助金の交付を受けられない場合がありますので御注意ください。
- ・様式のデータが必要な場合は、ホームページからダウンロードいただくか、メールにてその旨をお伝えください（返信メールに様式添付します）。

魚沼市ホームページ <https://www.city.uonuma.lg.jp/page/1016020.html>
または、農政課窓口までお越しください。

お問い合わせ先：魚沼市農政課 企画係 〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 TEL 025-793-7647 FAX 025-793-1016 e-mail:nousei@city.uonuma.lg.jp
--